



問い合わせ先

秋田海上保安部

警備救難課長 草竹 泰司

Tel 018-845-1621

秋田海上保安部

平成27年7月7日

午後3時20分発表

男鹿半島におけるあわび等不法採捕者の逮捕・送致について (第1報/最終報)

1 事案の概要

秋田海上保安部は、秋田県男鹿市樺漁港付近において、漁業権がないのに、あわび、さざえを採捕し、秋田県漁協の漁業権を侵害した等として、潟上市在住の会社員1名を平成27年7月6日通常逮捕、本日送致しました。

2 被疑者

三浦 徳四郎 (みうら とくしろう) 秋田県潟上市天王持谷地 板金工 57歳

3 罪名・罰条

漁業法違反

同法第143条第1項 (漁業権侵害 20万円以下の罰金)

秋田県漁業調整規則違反

同規則第36条 (殻長制限の不法採捕)

同規則第56条第1項第1号 (6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金)

4 犯罪事実

平成27年7月5日午後2時頃、漁業権がないのに、男鹿市樺漁港防波堤付近海域において、殻長10センチメートル以下のあわび9個を含むあわび12個、さざえ103個を素潜りにより採捕したものの。



愛します! 守ります! 日本の海
JAPAN COAST GUARD